

平成29年 6月19日建設委員会-06月19日-01号

◆西 委員 おはようございます。ソレイユ堺の西でございます。1年ぶりに建設委員会に戻していただきまして、自分の中で想定をしてたよりも少し早く戻ってきましたので、質問通告、幾つか事前にさせていただいてますが、なかなか今途中のものもありますので、これは夏に向けての通告ですというようになってるものもありますので、今回は少なく、3項目ということになっております。その中で、市長が同席をしていただいておりますので、そのうちの2項目、公園整備についてと、津久野駅の東西往来の課題と西口改札設置についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

まず冒頭、公園整備についてお聞きをしてみたいと思っております。

この地図、西区の上野芝向ヶ丘町の守屋池公園の話でございます。一部の都市計画の皆さんが持ってらっしゃる地図では、上池と下池の定義が実は逆になってる地図もあるようですけれども、地域では、この南側が川上というか、高い位置にありますので、南側の池を上池、そして北側の池を下池というふうに呼んでおります。まず、その定義からは、このような定義で進めさせていただきたいと思っております。

さて、この守屋池公園、都市計画で決定をされて事業を進めようと、大分前からされてると思っておりますけれども、現状と経緯についてお示しをいただけますでしょうか。

◎榎木 公園緑地整備課長 守屋池公園は、昭和40年7月29日に都市計画決定された面積0.9ヘクタールの街区公園でございます。守屋池公園の現況は、住宅地の中に位置する緑豊かな2つのため池がございます。1つが本市所有の上池、もう一つが地区共有財産の下池となっております。

守屋池公園の整備につきましては、昭和61年より地元自治会に説明し、守屋池のうち、上池の整備に着手する計画がございましたが、平成元年に周辺地域から自然環境保全の見地から守屋池を守るために反対運動が起きたことから、地元自治会より公園事業について中止する旨の要請があり、守屋池公園の公園整備事業は中止となっております。以上でございます。

◆西 委員 地域から昭和61年に反対運動が起きたという御紹介がありました。このときの話をしみますと、担当課の皆さんはよく御存じなんですが、いろいろと誤解も含めてあったようで、いろんな説が地域にも流れておりまして、今、そのときにいらっしゃった皆さんもここにいらっしゃるわけもございませんので、なかなか、何が正しかったのかよくわかりませんが、地域で埋め立てて、全く水も見えなくなっちゃうんじゃないかというやり方しかないという話もあったようで、埋め立てないで水辺を残すというやり方もあれば、いろんな議論があったんじゃないかということも、当時を知る方々からは、よく地域で聞くところがございます。形態については、いろんなやり方が地域の中でも、まだいろいろと思いがあられるようでもありますけれども、1個確認をさせていただきたいんですが、上池、下池、ともに都市計画決定をされているということでよろしいでしょうか。

◎榎木 公園緑地整備課長 委員おっしゃるとおり、両方とも都市計画決定されており

ます。以上でございます。

◆西 委員 上池は市の所有、そして下池が地区共有の財産ということになっております。ちなみに、この地区共有というのは、向ヶ丘地区ではございませんで、踞尾管財さんが所有をされているということで、隣接校区ではありますけれども、別の場所の地区の共有財産ということになっております。

さて、この池に関して、地元の向ヶ丘校区の連合自治会から公園整備の要望書が5月25日に提出をされたというふうにお聞きをしておりますけれども、その要望内容についてお示しをいただけますでしょうか。

◎榎木 公園緑地整備課長 向ヶ丘校区より先月の5月25日付で本市に要望書の提出がございました。その内容は、下池におきまして池面に木が崩れ落ちており、それらの安全対策を踏まえた水辺公園として整備してほしいというものでございました。以上でございます。

◆西 委員 今、要望書の御紹介、簡単に御紹介がありましたけれども、特に下池において、地面に木が崩れ落ちたりしております。また、水位が、私、中学生や小学校のときも、この周辺を通ってましたけれども、記憶をたどれば、水位が明らかに当時より高くなっておりますし、私が初めて議員に送っていただいたのが約10年前ですが、そのときと比較をしても、大分水位が高くなっているということも地域としては不安、周辺の皆さんは不安に思われています。

この排水の問題もありまして、下水道の皆さんが努力をしていただいて、いろいろと調べていただいたこともありますけれども、実はこの下池の排水、長らくため池の用途から離れている関係で、排水が、きっちり排水をされたことがもうこの間ありません。そんな中で、百済川に流入をするという排水構造になってますけれども、かなり地域の中を、住宅地の中を通り抜けて排水をするという構造になっています。そんな中で、その排水の構造、果たしてその排水路がもつのかどうかということも含めて、長らく検討されたこともありませんでした。下水の皆さんにいろいろと確認をしていただいて、基本的には大丈夫だろうということになっておりますけれども、ただ排水したわけではありませんので、果たして耐久するのかなというところも、少し不安なところがあります。水位が高くなっている中で、排水をしなくちゃいけない局面が出てくる。特に、大量の降雨があった場合は、排出をしなくちゃいけない局面が出てくるんじゃないかと、地域としては不安に思っているところでありまして、そこもやはり下池、都市計画決定打ったまま、隣の校区の踞尾管財さんが所有しているという状況になってくると、なかなかこの安全管理というのがなかなかしにくい状態になっているということにはなっていると思います。

さらには、この間は整備事務所のほうにも御尽力をいただきましたけれども、周辺の道路もひび割れたりしていて、基本的に、今見ている限りでは安全だということの確認をしていただいたと思いますし、これからも定期的にチェックをしていただけるというふうにお聞きをしておりますけれども、道路に関しても、非常に地域から見ると、これは素人

目線かもしれませんが、非常に不安な状態になっているということで、都市計画を打ったまま、この公園の状態、非常に地域からすれば不安な状態というか、大丈夫だろうかというふうに、安心し切れない状態になっているというふうに言える状況になっていると思います。

そんな中で、校区から、先ほど向ヶ丘校区から先ほど御紹介いただいたように要望書が出てきたわけでありましてけれども、この要望に対して、整備の見通し、お示しをいただけますでしょうか。

◎榎木 公園緑地整備課長 守屋池公園の整備の見通しでございますが、現在、大仙公園事業や、原池公園野球場を含む第3期整備事業、そして原山公園再整備運営事業などの大型事業に取り組んでいるため、限られた財源の中で早急の整備は困難でございます。以上でございます。

◆西 委員 ここ数年、平場も含めてこういう議論をさせていただくと、こういうお答えをいただきます。実は前回、予算審査の特別委員会でも申し上げさせていただいたんですが、市民目線といいますか、デマンドサイドから言えば、大規模公園の話と地域にある、校区の中で子どもたちが気軽に遊べたり、気軽に行けたりする公園というのは、同じフレームの中で1人当たり面積ということが議論されることも少し違和感があるということは申し上げなくちゃいけないと思いますし、また大型事業ばかりではなくて、特にこの小学校区には公園も全く、ほぼないに等しい状態でありますから、ぜひ公園についての整備はしっかり、大型事業ありきだけではなくて、あわせて、並行して検討していただきたいと思っております。特に、都市計画、なかなかすぐにはできないということはあるけれども、先ほど申し上げたように、下池の部分、安全監理上の不安は残念ながら、あるというふうには言わざるを得ません。この都市計画決定が打たれてますから、なかなかこれを持ち主さんとしては、転売を当然するわけにもいかない状況の中で、下池に管理費用だけ、ずっと地域の皆さん、隣の校区の管財組合の皆さんとしては、維持管理費用だけ、どんどんどんどん持ち出していかなくてははいけません。向ヶ丘校区から、向ヶ丘地域の皆さんからは、早くこの危険な状況を取りあえず今すぐ改善してほしいと、当然持ち主さんに言いますよね。持ち主さんとしては、この維持管理費用を、でもこれずっと支出ばかり出さされるなという状況になっています。そういった意味で、都市計画決定を打った公園予定地なんですから、ぜひ早急に整備・検討を進めていただきたいとは思っております。その中で、すぐにできないというふうにお伺いをしましたけれども、将来的にどのようにしていくべきか、ぜひ市長のお考えをお示しをいただければと思います。

◎竹山 市長 守屋池につきましては、財産管理についての御要望がございました。そして、昨年度、自分の目でこの現地を確認したところでございます。ため池を含む水辺環境が整っており、緑豊かで本当に閑静な、良好な住宅地であるというふうに思いました。新たな公園整備につきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり、全体の事業量とか、地域の均衡を勘案して選択と集中により、優先度の高い事業から進めていきたいとい

うのは基本的な方針でございます。

しかしながら、本件のように池の安全性についての問題が、課題があるということにつきましては、早急に所有者である財産区とも調整を行っていきたいというふうに思います。以上です。

◆西 委員 ありがとうございます。まず市長が見にきてくださったということは、先日お聞きをしました。やはり市長がひそかにといえますか、アピールすることなく見に行っていたというのは、非常に驚いたわけでありますけれども、本当にありがたいことだと、この間、地域の方ともお話をしておりました。この池の課題、いろいろある中で、まず市長に現場を見ていただいたということは、まずもって心から感謝をしたいと思っております。

そして今、池の安全性について早急に所有者と調整を行っていきたいということのお答えをいただきました。まずは、安全をぜひ担保していただくように、このようなことで隣接する校区同士が住民間で争いになりかねないみたいなことが起きるということは、ぜひとも私としてもすごい悲しいことでありますし、ぜひ取り組みを進めていただきたいと思っております。

そして、先ほど申し上げたように公園整備、ぜひこの校区には公園が、全く、ほぼありませんから、ぜひ整備をお願いをしたいと思っております。あわせて申し上げますと、この整備の環境の仕方、繰り返しになりますけれども、水辺環境をいかに残すべきか、どのように残すべきかというのは、当然、地域の中でまだまだ議論があります。そこも含めて、公園の皆さんと地域とで、いろんな協議を、どんなやり方があるか、どこまでができるのか、どういうふうにすべきか、ぜひ地域でしっかりと意見交換をしていただくこともお願いを申し上げまして、この項目は終わらせていただきたいと思っております。

さて、何度も本会議で取り上げさせていただいてる課題でありますけれども、津久野駅、東西往来、これは別に改札に関係なく東西往来は非常に大変な状況であります。市長も、先日、朝の市政報告されてるときに、東西往来に大きな課題があるということは帰りがけに見ていただいて御理解をいただいたところだと思っております。

さらに、西口改札についても、何度となく本会議で、そして委員会で議論をさせていただいてきたところでございます。交通部の皆さんにおかれましては、西側改札について、積極的に何度となくJRさんに行って、いろんな交渉をしていただいているとはお聞きをしております。それに関しては、いろいろなことは地域で言われますけれども、交渉していただいていることは私は理解しているつもりでありますので、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

その中で、今どのように交渉されているか、経過についてまずお示してください。

◎河合 公共交通課長 JR阪和線津久野駅の西側改札の設置につきましては、地域から要望をいただくごとに、本市は西日本旅客鉄道株式会社に申し入れを行い、それに対する回答は改札の増設は費用の発生を伴うことから、対応は難しいといった内容でございま

した。

一昨年11月には、地域の方々とともに、同社を訪問して要望を行い、それに対して、今後の堺市による駅周辺の動きを通じて対応していきたいという旨の回答がございました。昨年の8月及び11月には、市長からも同社に津久野駅の要望について申し入れを行っております。以上でございます。

◆西 委員 JRからは、今後の堺市による駅周辺の動きを通じて対応していきたいという回答が、私も一緒に行かせていただきましたけれども、そのときに回答があった、そのままこの場所でも何度か御紹介をいただいている話でございます。

その後、堺市としてどのように取り組まれているのかお示してください。

◎河合 公共交通課長 その後についてでございますが、本市では津久野駅において、駅の西側からどれくらいの方が利用されているのかを把握するため、本市職員において現地調査を実施いたしました。

調査では、本年2月13日曜日の午前7時から12時までの時間帯に駅への入構者について計数いたしております。その結果、約43%の方が駅の西側から地下通路を通して駅に入構されておりました。西日本旅客鉄道株式会社には、このような改札設置の必要性に係る資料などもお示ししながら協議を行っているところでございます。以上でございます。

◆西 委員 今お示しをいただいた調査です。駅の北側からの入場者について、2月調査をしていただいたということでございます。この調査も先日前お聞きをして、こんな調査をせっかくしていただいているなら、もっと早く私にも、地域にも教えていただけたらなと思った次第でありますけれども、北側から通路を利用して来られてる方だけで43%、かなり大きな割合だなという話をこの間も、地域の皆さんとは驚きながら、改めて私たちが北側から多いんじゃないか、北側の利用者が非常に不便な状況が起きてるんじゃないかというふうに我々が考えていることを改めて、これも数字でお示しをいただいた調査だと思っています。この調査していただいていることは、非常に積極的に評価をしたいところでもありますけれども、堺市として、駅周辺の動きを通じて対応していきたいというふうにJRさんからは堺市に対して回答が返ってきているということですから、調査だけじゃなくて、やはりどういう動きが堺市で出せるのかということもはっきり、今質疑ではお聞きをしませんけれども、しっかりお示しをいただきたいと思っておりますし、取り組んでいただきたいと思っています。

また、さらに交渉ですから、相手のあることですので、なかなかこの場で言うことできないと思っておりますけれども、条件を聞き出してほしい、何があればこういうふうに改札をあけることができるのか、それもぜひ条件を聞き出してほしいと思っています。なかなか表の場で言える分はないかもしれませんが、それもぜひ聞き出していただきたいと思っています。

交渉の中でいろんなやり方があると思って、私もいろいろと調べてみますけど、JRの東

京の川崎ですね、神奈川県川崎の、J R南武線向河原駅や、また東京の京王線の中河原駅でも、こういう東西といいますか南北というか、駅両側の通行が朝などの通勤時間帯には、非常に困難なことがある中で、臨時改札なり、改札設置がされたということがお聞きをしておりますけれども、その概要について御説明をいただけますでしょうか。

◎河合 公共交通課長 J R南武線向河原駅につきましては、駅のある川崎市によりますと、当初、駅西側に改札がなかったため、駅西側に立地している日本電気株式会社が従業員だけが利用できる改札を設置し、その後、社屋の建てかえ時に同社がI Cカード専用の改札とするとともに、従業員以外の方も利用できるようになった。利用時間帯は平日の午前7時40分から10時まで、及び午後5時15分から7時までと伺っております。また、改札の管理費用も同社が負担されているということでございます。

京王線中河原駅につきましては、駅のある府中市によりますと、昭和52年に上り新宿方面への入場専用として、定期券やI Cカードにより利用できる臨時改札が設置された。利用時間帯は平日及び土曜日の午前7時から9時までであると伺っております。また、改札の設置や管理について、市は費用負担してないということもお聞きしております。以上でございます。

◆西 委員 これが南武線の向河原駅でして、駅の東側しか改札がもともとなかった。踏切が、北側に踏切ありますけども、当然、南武線、阪和線よりも本数多いですから、全くあかずに踏切になってしまっていた。その中で、左側のNECさんの社員さんが通うために、もともと専用改札をつくった。そんな中で、西側に市道も引くようになったので、市民の皆さんも今は朝利用ができていう臨時改札でございます。駅の改札、このような形で津久野駅が果たしていいのかと思う部分もないことはないですけども、これはE T Cカード専用で、E T Cじゃないです、ごめんなさい、S u i c a、I C O C Aカードですね、I Cカード専用でつくられております。そういった意味で、自動改札機が維持管理費用が非常に安くできるという側面がこの南武線の向河原駅ではあります。

ちょっと、この写真、閉まってる時間帯の写真だったので改札が見えませんが、右側に京王線の中河原駅は改札の入り口があります。ここも南北に大きな国道といいますか、大きな道が通っておりますので、いつもあるメインの改札から臨時改札とついで、朝非常に渡るのが困難な中で、臨時改札口をあけて改札利用をしているということでございます。ここの改札はちなみに通常の改札機でございます。このようなやり方も、幾つもあると思います。この形にこだわってるわけではありませんけども、いろんなケースをぜひ研究をして、J Rさんと交渉に当たっていただきたいと思っておりますし、またぜひいろいろと、こちら側の、向こう側からどういう条件を示されるかも聞き出して、先ほども申し上げましたけれども、どういうことをすれば改札があくのか、もっともって研究をして議論していただきたいと思っておりますけれども、I Cカード利用だけであっても、まずは改札を、いずれはしっかりと改札、ぜひ設置をしていただきたい面はもちろんありますけれども、I Cカード利用だけであっても、まずは改札をしっかりとあけていく、この津久野駅、本当

に古い駅舎で、そしてこの写真の右側、何度もお示しをしておりますけれども、ガラスブロックの壁になってる、ここに改札を、さっきの南武線の改札のような改札をまずはＩＣカード利用だけでもあけていくということが必要と考えますけれども、お考えをお示しをいただけませんか。

◎河合 公共交通課長 津久野駅の改札設置につきましては、これまでも西日本旅客鉄道株式会社と協議を重ねてきたところであり、こうした事例もお伝えするとともに、先ほど説明申し上げた調査結果や地下通路のバリアフリー化に伴う駅舎への影響も示しながら、協議を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 市長に何度も何度もこの話でお聞きをして、大変恐縮ですけれども、地元の思い、この西口から改札が利用できない、この状況について、特に東西が非常に通行が困難な地下通路しかないという中で、高齢者の皆さんにとっては、非常にこれ悲願とも言えるような状況になっています。これまでの答弁を聞いて、市長は今後どのように取り組んでいかれるおつもりか、改めてお示しをいただけますでしょうか。

◎竹山 市長 津久野駅の改札増設につきましては、長年地域が取り組まれてきた課題でございます。私自身、直接御要望をお聞きするとともに、現地も見させていただいたところでございます。昨年、私からこの件につきまして西日本旅客鉄道株式会社に申し入れを行うとともに、課長からも答弁ございましたように、職員による調査も行ったところでございます。とにかくＪＲ西日本にどう働きかけていくかということでございます。ＪＲ西日本につきましては、世界文化遺産が登録されたら、乗降客数も、他の駅でございますけど、当然大幅にふえてくるものというふうに思っています。もっと堺市内に対する投資をしっかりと呼びかけていきたいというふうに思っております。

私自身が西日本旅客鉄道株式会社の経営トップに直接申し入れを行いたいというふうに思っております。以上でございます。

◆西 委員 ありがとうございます。いろいろと御尽力いただいているのは、よくよく承知をしているところでございます。そして、経営トップに直接申し入れたいというふうに改めて決意を述べていただきました。ぜひよろしく願い申し上げたいと思います。この改札設置の問題、実はこれでゴールとは思っていません。市長も先日、朝、東西往来の問題見ていただいたと思いますが、あくまでも、あくまでも、これは初めの第一歩であります。あのようなガラスのブロックになっている状態ですから、まずはそこにぜひとも改札を開けるようになってほしいというふうに思っておりますけれども、あの改札があいたからといって、実は問題解決になるわけではありません。東西往来、全くＪＲを使わない方にとっては、依然として非常に通行が困難で危険な地下通路を通ることしかできないということになります。そういった意味で、短期の目標として改札をしっかり設置をしていただきたいと思っておりますけれども、中長期的な観点で言えばというか、本当はもうすぐにでもやっていただきたい課題でありますけれども、東西往来の課題があります。東西、阪和線によって地域が分断をされているということになっております。特に歩行者

と自転車の通行に関しては大きな課題があります。いろいろと当局の皆さんにも注意看板、市長も自転車で通行禁止なのに、自転車で走って通り抜けて、東西通路を、地下通路を走り抜けようとする人たちに対しては、市長もこの間、おりなさいよと注意をしていただきましたけれども、たくさんの方が残念ながら、本当は自転車で通っちゃいけない地下通路を自転車で高速走行をされています。非常に危険な状態です。ぜひこの課題も改札設置にとどまらず、東西往来を自由にちゃんとできるようにする、非常に危険な状況では今もできますけれども、安全にできるようにする、このことも取り組んでいただきたいと思います。

質問では申し上げませんが、従前よりここで取り上げさせていただいているのは、津久野駅前にURの問題、耐震化が全くされていない、これも市長も津久野駅前で地域の方々に意見をいただきましたと思いますけれども、もあります。さらに、今の、この間議論させていただいている問題もあります。いろんな問題が実は、余り一部のステークホルダーを喜ばすような質問したくないので、しませんが、実はこれいろいろな問題が、1個解決をすれば、ドミノ式にいろいろと解決をするという構造にもなっています。本会議でも、まちづくりについても取り上げさせていただきました。ぜひ、この津久野、いろんな問題の巣窟になっている状態です。ぜひこれを、できれば専門的に担当して解決、いろいろと分野横断的に解決をしていただくような取り組みもお願いをしたいと思います。

以上、申し上げて、市長への質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

## 平成29年 6月19日建設委員会（市長質問以外）

◆西 委員 お疲れさまでございます。通告に基づいて質問させていただきたいと思うんですが、先ほどの乾委員の質問に関しては、多分、営業課長が答えるんじゃないかと、建設課長なりがご答えいただいたほうがいいんじゃないですか。私道の問題、ずっと私、議論させていただいてますが、それもうちょっと整理をしていただいて、もっと積極的に進められるように、事例紹介を含めてお答えをいただきたいと思います。と申し上げておきたいです。

空き地・空き家対策について質問をさせていただきたいです。空き家対策、何度も取り上げさせていただいておりますけれども、空き家対策というと、特定空き家の問題になりがちですけれども、空き家対策、使えなくなって幽霊屋敷といいますか、廃墟寸前になっているところの特定空き家のみならず、今使える、住もうと思えば少々手入れをするだけで住めるということも含めて、空き家対策をやっつけかなくてはいけないと思っていますけれども、空き家対策の現在の取り組み状況をお示しをいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 本市では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、堺市空家等対策計画を平成29年3月に策定いたしました。計画の中で、空き家等の調査に関する事項を初め、空き家化の予防対策、空き家等の活用・流通対策、管理不全な



空き家等に対する対策に関する事項を定めています。また、同計画に基づき、庁内において組織横断的な連携体制を構築し、建築、不動産、法律などさまざまな専門分野の庁外関係諸団体との連携を図りつつ、空き家の発生予防、活用促進、管理不全空き家等の対策などに取り組んでまいります。以上でございます。

◆西 委員 それでは、中古住宅の流通についてお聞きをしたいと思います。中古住宅、地域を歩いてますと、実は非常に中古住宅がふえていること、中古住宅の空き家がふえていることに気がつきます。一方で、すぐ近くで新築の住宅が建って、そこにはどんどん人が住んでいるということが、地域の中でたくさん起きているように感じます。特に袋小路みたいなどころの入り口の中古住宅が空き家になって長らく入居をされないと、奥の方が非常に住み心地が悪くなって、場合によってはその地域一帯がゴーストタウン化してしまうということも起きているように思います。中古住宅の流通促進に向けて、どのように取り組まれているかお示しをいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 空き家となった中古住宅の活用及び流通を促進するためには、適切な維持管理やリフォームがなされ、円滑に流通することが重要であると考えております。具体的には、各種専門家団体と連携のもと、空き家等の所有者や空き家となった中古住宅の活用に関心がある方などを対象として、空き家活用の個別相談会の開催など、専門家への相談機会を提供する取り組みを進めています。また、今年度から空き家等における耐震改修を支援するなど、耐震化施策と連携した空き家の活用促進に取り組んでいます。以上でございます。

◆西 委員 取り組み1つずつ進めていただいていると思いますが、課題についてお示しいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 平成28年度から相続に際し、空き家となった住宅を譲渡した場合に、譲渡所得の3,000万円特別控除を受けることができる制度を実施しております。平成20年5月末現在の取り扱い件数は30件となっており、空き家の流通促進対策につながっている有効な制度であると考えております。今後もこのような空き家対策の制度を進めていくとともに、空き家活用の専門家相談などを通じてヒアリングを行い、流通促進に係る課題を把握し、今後の取り組みにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 今、御紹介いただきました3,000万円の特別控除、このことによって非常に促進もされているという側面があると思います。ただ、この制度、時限立法だとお聞きをしておりますけれども、いかがでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 委員お示しのとおり、平成28年4月1日から、平成31年12月31日までの時限立法となっております。以上でございます。

◆西 委員 この3,000万の制度、時限立法ですし、実は広報さかいかでもほとんどPRされてないんですね。このことについては、もうお聞きをしませんけども、もっともっと、まずこの特別控除制度、もう期限が限りがありますから、促進ができるんであれ

ば、早急にこれをPRをしていただきたいと思いますし、また、効果があるということがわかってくると、なぜ時限立法なんだろうとは思いますが、さらに継続的にやっていただけるように、国に対しても各要望の中で、ぜひ継続的にこの制度を使えるように要望していただきたいと思いますので、その取り組みもお願い申し上げたいと思います。

まず、流通促進対策については、ぜひお願いをしたいと思いますが、その中で、そのような中で、先日報道もありました。住宅確保要配慮者に対応した新たな住宅セーフティーネット機能を強化するために、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律が改正をされたということで報道がありました。改正の概要についてお示しをいただけますでしょうか。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 国におきましては、高齢者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティーネット機能を強化するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律が、平成29年4月26日に公布されました。

改正の概要でございますが、都道府県等による住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進計画、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、住宅確保要配慮者の入居円滑化などに関する事項についての改正がなされています。法改正の背景といたしまして、高齢者等、住宅確保要配慮者の増加や、民間賃貸住宅所有者などの入居拒否問題などに加え、総人口が減少する中で、民間の空き家・空き室が増加傾向にあることから、民間の既存住宅の空き家・空き室を活用したセーフティーネット機能の強化が必要であるとされています。以上でございます。

◆西 委員 この法改正を受けて、本市はどのように対応されようとしているかお示しください。

◎宇賀 住宅まちづくり課長 本市といたしましても、空き家・空き室の活用が、新たな住宅セーフティーネット強化の枠組みに取り上げられていることに鑑み、今後の国の動向や、他都市の状況を注視するとともに、空き家等対策の取り組みと合わせて、法改正に伴う新たな住宅セーフティーネット制度への対応を進めてまいります。以上でございます。

◆西 委員 この住宅確保要配慮者に対する取り組みというのは、非常にすばらしい取り組みといたしますか、住宅が確保できなくて困っていらっしゃる方に空き家を積極的に利用してもらおうということによって、まちもしっかり生き返ってくるといたしますか、生き長らえていくといたしますか、そういう側面あると思いますので、この取り組み、ぜひとも堺市が全国の自治体をリードするぐらいのつもりで進めていただきたいと思います。またですね、この空き家がなぜ空き家になってしまうのかというのは、非常に大きな疑問があります。先ほど申し上げましたように、空き家になっている中古住宅の横で、それはずっと残ったままなのに、横に新築住宅が非常にたくさん建って、そこには入居がどんどんされていく。それでまちがいびつな構造になると思います。これはいろいろと推測をされる、推測できる理由はたくさんあります。税の問題もありますし、もちろん新しい物

好きという日本人の特性があるのかもしれませんが。

そういうことも含めて、平場でも含めてお聞きをしていると、まだ、なぜ課題なのかというところが調査・研究されてないという側面もあるように思えます。そういった意味で、ぜひ課題を、なぜこういうことが起きてしまうのか、また、心理というのは所有者心理というのはどういうところにあるのか、もしくは借りる側の心理というのはどういうものがあるのか、こういうのもぜひ積極的に調査をしていただきたいと思います。

これまでよく堺市の比較は、政令指定都市同士でこうなっているんじゃないか、横の政令市はどういうふうに行っているかということの研究をしてきましたけれども、研究をすることが多いですけれども、実はこの種の問題は、実は例えば中国地方の郡部とかに先行的な取り組みの事例があるかもしれません。実際、私の近所の方で、岡山県の北部に家持っているけど、この家なかなか使うてへんねんみたいな話をされている方もいます。そういう意味で、ぜひ先行事例は、もしかしたら都市部じゃなくて、もっともっと郡部にあるかもしれませんから、こういう研究も含めて、ぜひよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。